

わが国の年金税制の今後

はじめに

わが国では、21世紀初頭にかけて、他の先進諸国に類例を見ないほど急速に高齢化が進展しようとしている。平均寿命の伸長に伴い、退職時の平均余命が20年前後となり、老後の経済基盤を確保する必要性が一層増してきた。このような状況の下、公的年金制度は21世紀の高齢化社会への長期的展望に基づいて、1986年に抜本的に改正された。一方、自助努力による老後保障の中核となる私的年金についても、その重要性がますます認識されている。また、年金に係る所得税制も、これらの動きに対応して、1987年の所得税法改正の一環として大幅に改正され今日に至っている。

本稿では、わが国の年金制度の健全な発展を期する観点から、年金税制について、租税理論に基づく課税の形態に着目した分析を行い、それをもとに、わが国の年金税制の今後の課題について検討を試みた。なお、この検討を行うに際しては、高齢化および年金制度の成熟化が進み、かつ、最近の税制改正のなかでもより充実した年金税制を模索している米英の状況についても整理した。もとより、国際比較は、その国の社会的背景を総合的にとらえることなくして行うことは不可能であることも事実であり、また両国の年金制度については既に詳しく紹介された文献もあるが、改革を重ね年々変化する米英の年金税制を、ここで課税の原則に立ち返って位置づけてみることも、十分に意義のあることだと考える。

I. 年金税制の理論と原則

年金税制について検討を行う際には、二つの側面からこれをとらえることが必要となる。一つは、年金制度そのものが持つ特質がもたらす年金税制への制約であり、もう一つは、年金税制が拠って立つその国の租税体系からくる制約である。

1. 年金制度の特質と年金税制

(1) 制度の多面性

年金制度には、公的年金にせよ私的年金にせよ、保険料の拠出、年金積立金の運用、年金の給付という三段階のキャッシュ・フローがある。したがって、年金税制においては、これら各段階の課税上の取扱に整合性を保つ必要がある。たとえば、個人年金において、保険料払込時に課税されたものが、給付時にその元本部分に対して再度課税されることがあってはならないということなどがそれに該当する。

(2) 制度の長期性

年金制度は、個人にとっては、極めて長い時間的経過をもって完結するものである。そのため、年金制度は長期的に安定したものであることが望まれるとともに、これに係る税制も経時的な変化要因に対して極力中立的なものを構築することが重要である。

(3) 制度の多様性

一口に年金制度といっても、個人の自由裁量による個人年金から、企業の従業員福祉制度としての企業年金、国の社会保障政策の一環としての公的年金まで多岐にわたり、その性格も各々異なる。このため、拠出金や給付金の位置づけにも差が生じ、それぞれに対応した課税政策が求められる。たとえば、個人年金は、個人が拠出した積立金元本およびその運用益は完全に個人に帰属するものであり、その点、個人貯蓄に類似するものといえよう。一方、公的年金は、一定の要件を満たす国民に対しては強制的な加入が義務づけられていること、および個人の拠出する社会保険料総額と年金受給総額が必ずしも一致しないということから、税移転（所得再配分）制度として位置づけられる。また、企業年金は、企業の従業員福祉向上の方策として、企業からの拠出を中心とし、一部従業員拠出をもあわせ持つため、受給者以外の費用負担を課税上どのように取扱うかという問題が発生する。

以上のように、年金制度が持つ特質は、年金税制に対してさまざまな制約を及ぼし、年金税制を複雑にする要因となっている。一方で、年金税制は、その他の税制とともに一国の租税体系を構成する一要素であることから、その体系の持つ理論上の制約も受けざるを得ない。

2. 租税理論と年金税制

従来から、年金税制に限らず、租税理論の基本的考え方には、課税ベースとして「所得」を採る概念と「消費」を採る概念との二つの流れがあった（注1）。前者は、社会的生産物に対する貢献度をもって担税力の指標とする概念であり、租税体系としては、一定期間における消費額および資産価値の純増額の合計によって所得を包括的に捉える「包括所得税体系」を理想としている。これに対し、後者は、社会的生産物の利用度をもって担税力の指標とする概念であり、租税体系としては、一定期間における消費額を捉える「消費支出税体系」を理想としている。これは、担税力としての所得は、毎年多くの要因によって変動する年間所得ではなく、より長期的で安定的な所得（恒常所得）とすべきであり、その恒常所得の額の近似値としては消費支出の額が適切であるという考え方に基づいている。

現在の日本の税制は、シャープ勧告に基づいて所得を課税ベースとする体系になっているが、帰属家賃に対する課税が不十分であるなど、必ずしも包括所得税体系には到達していない。むしろ近年では、課税ベースとして所得を把握することの限界が主張されてきており、1988年に成立した税制改革六法にも見られるように、消費支出税体系に部分的に移行することによって、この限界を打破していく方向の改革を行っている。

以下では、上記の二体系における年金課税の原則を検討し、あわせて前述の年金制度の諸特質を考慮した場合の課税形態について考察する。

(注1) この点については、野口教授、藤田教授、吉牟田教授の著書等に詳しい。

(1) 包括所得税体系と年金課税の原則

はじめに、包括所得税体系における年金課税の原則について述べる。この体系における所得とは、消費プラス純資産の増加として定義されるため、年金という資産の形成に向けた保険料の拠出部分には、所得税が課税される（すなわち、保険料の所得控除が認められない）。また、年金資産の運用によって発生した収益は、発生時に課税される。給付段階においては、年金は貯蓄元本とその収益を取崩したものに過ぎず、課税はなされない。したがって、これをまとめると、

拠出時（元本）	： 課税
運用益発生時	： 課税
給付時（元本）	： 非課税
給付時（運用益）	： 非課税

が原則となる。しかし、実際上は、この原則を貫くことは難しい。企業年金の場合、事業主による拠出部分については、本来従業員への追加的給与とみなす帰属計算を行い、これを所得税の課税対象に含める必要があるが、年金権は退職時まで不確定なものであり、個々の従業員が自由に処分できるものでもないことから、拠出段階で給与として課税することには問題がある。また、積立金は一括運用されるため、運用益を各個人に帰属させることにも無理がある。一方、公的年金に関しても、前述のように社会保障制度の一環として所得再配分機能をもつだけに、個人の拠出する社会保険料を受益者負担とみなして課税することには疑問が残る。また、財政が賦課方式で運営されている場合、年金資産に運用益が生じても、これを加入者の課税所得に算入することには無理がある。

以上の例からも容易に分かるように、包括所得税体系に依拠する年金課税の原則は、実際に適用しようとする多くの例外措置を設けざるをえない。このような状況にあって、近年、消費に向けられた所得を課税対象とする消費支出税体系に依拠した年金課

税の原則の方が、より整合的であると支持する見解が増えつつある。

(2) 消費支出税体系と年金課税の原則

それでは、消費支出税体系に依拠した場合、年金課税の原則はどのように規定されるのであろうか。まず、拠出時の保険料の取扱であるが、この体系のもとでは消費支出に向けられた所得のみを課税対象としているので、保険料の拠出は純資産の増加に向けられたとみなされ、課税対象に含まれない（すなわち、所得控除が認められる）。

年金資産の運用段階において発生した収益も、資産の増加とみなされ、課税対象には含まれない。給付段階においては、年金原資から受ける給付のうち、消費に向けられるものを課税対象とする。すなわち、給付時点で再度資産の形成に向けられた部分は非課税となることに留意する必要がある。したがって、これをまとめると、

拠出時（元本）：非課税

運用益発生時：非課税

給付時（元本）：課税

給付時（運用益）：課税

が原則となる。

3. 租税体系と年金税制

今までの分析をもとに、年金税制の主要な形態を整理すると表－1のとおりとなる。

表－1 租税体系と年金税制

課税時期と課税対象	包括所得税体系	消費支出税体系
拠出時（元本）	課税	非課税
運用益発生時（運用益）	非課税（注）	非課税
給付時（元本）	非課税	課税
給付時（運用益）	課税	課税
現行適用年金 （日本）	個人年金	公的年金 厚生年金基金

（注）包括所得税体系における理想形は、運用益について発生時課税であるが、この表では実施可能な課税形態として、運用益は、給付時課税とした。

Ⅱ. 米国の年金税制の現状

1. 公的年金

(1) 課税原則

米国の公的年金には、鉄道退職制度、連邦職員退職制度など特定の職域を基盤とする制度があるが、中心となるのは勤労収入を有する者を対象とする「老齢・遺族・就業不能年金(OASDI)」である。OASDIは、従業員と自営業者に一律かつ強制的に適用

されている一階建ての年金制度である。財政は、社会保障税を財源として賦課方式で運営されており、国庫負担は、事務費用を含めて、原則的にはなされない。年金支給開始年齢は、原則的には65歳となっているが、62歳から69歳までの範囲で繰上げ・繰下げも可能である。老齢年金を受給するためには、最低10年の加入期間が必要であるが、年金給付額は加入期間とは無関係に、次のように平均報酬月額に応じて算定される。

$$\text{基本年金額（月額）} = 0.9A + 0.32B + 0.15C$$

ただし、A、B、Cは各々次のとおりである（1987年時点）。

A：平均報酬月額の310ドルまでの分

B：平均報酬月額の310ドルから1,866ドルまでの分

C：平均報酬月額の1,866ドルを超過する分

OASDIに対する課税上の取扱は、

拠出時（元本）：課税（ただし、事業主負担分は非課税）

運用益発生時：非課税

給付時（元本）：非課税（ただし、高額所得者を除く）

給付時（運用益）：非課税（ただし、高額所得者を除く）

が原則である。

(2) 拠出時の課税

OASDIへの拠出金は、社会保障税の名目で、労使折半のもとに徴収される。従業員の負担分は、給与から源泉徴収されるが、所得控除の適用は無く、所得税が課税される。事業主の負担分は、従業員に対する追加的給与とはみなされず、従業員の課税所得には算入されない。

自営業者の社会保障税率は、1983年までは、従業員の労使合計税率の3／4相当であったが、現在では労使の合計税率に等しく設定されている。自営業者が拠出する社会保障税には、上記のような所得控除は存在せず、全額課税対象となる。

(3) 資産運用益の発生時の課税

制度の発足当時は、保険料を段階的に引上げて、ある程度の積立金を保有する計画が立てられていたが、現在では、年金信託基金の資産準備率は14%、すなわち給付の約2ヵ月分にすぎない。年金信託基金の投資の大半は、信託基金のみを対象とする連邦の特別発行債券(special-issue securities)の購入に向けられるが、資産運用益は、発生時は非課税である。

(4) 給付時の課税

OASDIからの資産運用益を含む給付金は、高額所得者を除き全額非課税である。しかし、老齢または就業不能による退職者一人あたりの平均年間給付額は、導入後50年が経過した1985年段階でも531.33ドルであったことから分るように、公的給付の水準は、非常に低い水準に設定されている。高額所得者への年金給付については、1983年改正法によって、年金額の最高50%までを所得税法上の総所得に算入し、課税することになった。この高額所得者に対する特例的な課税による所得税の増額分は、OASDIの年金基金に繰入れられる。1987年時点での高額所得者の定義は、65歳未満の受給者については年間所得が6,000ドル以上の者、65～69歳の受給者は同8,160ドル以上の者となっている。ただし、70歳以上の者にはこうした所得に応じた課税は適用されず、年金給付金は全額非課税となる。

2. 企業年金

(1) 課税原則

米国の企業年金は、制度上、

①確定給付型 (defined benefit plan) と、

②確定拠出型 (defined contribution plan)

に分類される。前者は、あらかじめ給付額を設定し、その給付に必要な水準の基金を積立てる制度であり、後者はあらかじめ保険料を設定し、その積立と運用益によって形成された基金の大きさに応じて、退職時に給付水準が決定する制度である。米国の企業年金に対する課税原則は、税制非適格の場合、

拠出時 (元本) : 課税

運用益発生時 : 非課税

給付時 (元本) : 非課税

給付時 (運用益) : 課税

であるが、一定の要件を満たした適格企業年金に対しては、一定の額まで、事業主の保険料が、

拠出時 (元本) : 原則として非課税 (ただし、上限あり)

運用益発生時 : 非課税

給付時 (元本) : 課税

給付時 (運用益) : 課税

となる。以下では、適格企業年金の課税上の取扱を紹介する。

(2) 拠出時の課税

適格企業年金への従業員の拠出金は、全額課税される。そのため、従業員が拠出している制度の数は少ない。事業主の拠出金は、従業員への追加的給与とはみなされず、従業員の課税所得には算入されない。ただし、拠出金には限度が設けられており、その額は確定給付型と確定拠出型とで異なっている。

確定給付型の拠出限度額は、従業員の退職前3年間の平均年収あるいは年9万ドルのいずれか低い方の金額の給付の積立てに必要な金額である。ただし、1986年改正によって、年金支給開始年齢を62歳以前に設定する場合、たとえば55歳での上限を7万5千ドルまで削減すること、限度額を超える拠出金に対して、10%のペナルティ税を課すことなどの改正がなされた。なお、上述した上限の9万ドルも、1989年以降物価指数にスライドして修正される。

確定拠出型の拠出限度額は、3万ドルまたは従業員の給与の25%のどちらか低い方である。ただし、1986年改正によって、401kプランと呼ばれる制度の拠出限度額が、従業員の給与の25%と7千ドルのいずれか低い方に改正されたため、新たに制度を設立するメリットはほとんど無くなったといわれている。401kプランとは、従業員が事業主からの給与を現金でもらうか、天引きで退職用の貯蓄に積立てるかを選択する制度（Cash or Deferred Plan）であり、天引きで貯蓄することを選択した場合、その掛金分の給与に対する課税が繰延べされる。また、従業員持株制度（ESOP）の一つとして、企業が新規投資をした場合に受けられる税還付金を原資として、事業主が自社の株を購入し従業員に割り当てる制度（PAYSOP）が認められていたが、1987年にこの制度は廃止された。確定拠出型の適格企業年金には、現在この他に、事業主が従業員の給与に対して一定比率の掛金を、従業員個人の勘定に積立てる“マネー・パーチェス・プラン”と、事業主が企業の利潤の一定比率の掛金を、各従業員個人の勘定に積立てる“利潤分配制度”などがある。

なお、一事業主が確定給付型と確定拠出型の両者を提供している場合の拠出総額は、設定された給付水準の支払に必要な拠出額と従業員への支払給与総額の25%のどちらか低い方に制限される。

(3) 資産運用益の発生時の課税

適格企業年金基金の運用益は、発生時非課税である。

(4) 給付時の課税

給付金のうち、事業主拠出に対応する部分は、退職後他の企業年金制度やIRAなどの個人年金勘定に預け替える場合を除き、元本および運用益とも給与所得として課税される。

従業員負担分の保険料は拠出時に課税されているので、それに対応する年金給付は非課税である。なお、従来、従業員の拠出に対応する給付部分を、年金支給開始後3年間に集中して支払うことが認められていたが、1986年改正によって、各年の年金の支給額に占める従業員の拠出に対応する金額の割合に上限が設けられた。この上限とは、年金支給開始時点の平均余命から支給年金総額の現価を求め、これに占める従業員拠出分の保険料の終価の割合で、各年の年金を按分することで求められる。また、あらかじめ退職年齢を60歳に設定していた場合、59.5歳以前に年金給付を行うと、その引出しに対して10%のペナルティ税が課せられる。

3. 個人年金

(1) 課税原則

米国では、税制非適格の通常の個人年金に対する課税上の原則は、

拠出時（元本）	：課税
運用益発生時	：非課税
給付時（元本）	：非課税
給付時（運用益）	：課税

であり、包括所得税体系に沿った形となっている。このため、適格企業年金に加入できない従業員や企業年金が適用されない自営業者に税制上の特例措置を講ずる観点から、適格個人年金制度が設けられた。

その一つは、1962年のSelf-Employed Individual's Tax Retirement Act によって導入されたケオプラン（keogh plan）である。ケオプランとは、自営業者や小規模事業主が、自己または従業員の退職後の収入確保のために積立をする場合、一定限度まで保険料の所得控除が認められる制度であり、従業員がいる場合は勤続3年以上のフルタイム従業員を全員加入させることなどが適格要件となっている。

もう一つの代表的な個人年金は、1974年のいわゆるエリサ法（Employee Retirement Income Security Act：ERISA）によって導入された個人退職年金勘定（IRA）である。本来、IRAは企業年金にもケオプランにもカバーされていない個人に対して、税制上の優遇措置を与えることを目的として導入されたものであるが、その後企業年金加入者にも適用が拡大されたため、広く個人に普及している。しかし、1986年改正によって、再び対象者の範囲が狭められ、適格企業年金への加入の有無にかかわらず、年間所得が独身者で2万5千ドル、夫婦で4万ドルを超える者には、IRAの特典は適用されなくなった。

税制適格個人年金であるケオプランおよびIRAに対する課税上の取扱は、

拠出時（元本）	：非課税
---------	------

運用益発生時 : 非課税

給付時（元本） : 課税

給付時（運用益） : 課税

となっており、消費支出税体系に則した形態となっている。

(2) 拠出時の課税

ケオプランへの自営業者の拠出は、年収の25%または7,500ドルのいずれか低い方を限度として認められている。従業員がいる場合、彼らについても同率の拠出を行う義務があるが、その保険料は給与とはみなされず、課税所得には算入されない。なお、ケオプランの限度額は、導入時は2,200ドルであったのがその後7,500ドルになり、1983年の社会保障法改正時に3万ドルに引き上げられた。その後、1986年改正によってまた7,500ドルに引き下げられており、米国の改正の方向としては再び課税対象を広げる方向にあるということができよう。

一方、IRAへの拠出は、年収の100%または独身者の場合2,000ドル、夫婦の場合2,250ドルのどちらか低い額を限度として認められている。この限度内の保険料の拠出分は、課税所得から控除することができる。ただし、前述のとおり、1986年改正によって、適格企業年金に加入していない者でも、年収の高さに応じてIRAへの拠出限度額が漸減するよう改正されたため、現在年収が4万ドルから5万ドルの所得層には、事実上IRAの特典が無くなることとなった。適格企業年金やケオプラン、他のIRAからの振替による一時的拠出は、年間の限度枠とは別に非課税となる。

なお、従来はIRAと401kプランの限度額は、各々独立して認められていたが、1986年改正によって、一方の制度への拠出額は、他方の控除枠から除かれることになった。

(3) 資産運用益の発生時の課税

ケオプランおよびIRAの資産の運用益は、発生時非課税である。

(4) 給付時の課税

自営業者は、年齢に関係なく事業をやめた時点で給付を受けることができる。給付される年金は、通常の所得として課税される。従業員は、原則として59.5歳から70.5歳までの間に受給を開始することが必要であり、年金は通常の所得として課税される。59.5歳以前の引出しに対しては、10%のペナルティ税が課せられる。ただし、年金を他のケオプランやIRAへ振替える場合は、非課税となる。

Ⅲ．英国の年金課税の現状

1. 公的年金

(1) 課税原則

英国の公的年金は、全国民を対象とする単一の国民年金制度あり、定額の老齢基礎年金と従業員を対象とする所得比例の付加年金からなる二階建制度になっている。財政は、社会保険料を財源として賦課方式で運営されており、各年の拠出総額に応じて国庫負担もなされている。公的年金の支給開始年齢は、現在は男子65歳、女子60歳である。自営業者の保険料は、定額部分と所得比例部分からなるが、所得比例部分は年金給付額には反映されず、現在週34.05ポンドの定額基礎年金のみ給付される。従業員に対しては、定額の基礎年金に加えて、次式によって算定される付加年金が給付される。

付加年金額＝A：算定基準報酬×B：給付率

A、Bの値は次の表のとおりである。

2007年まで	2007年より
A：勤続期間中最も給与の高い20年間の平均給与	勤続期間全期の平均給与
B：25%	20%

英国では、制度に大幅な変更がないかぎり、一般に各制度の設立当初に適用された税法が制度の存続中は有効とされるため、過去の税制改正を反映して、年金制度に関する税制も種々の取扱が混在し、非常に複雑な仕組みとなっている。しかしながら原則としては、

拠出時（元本）：原則として非課税

運用益発生時：非課税

給付時（元本）：課税

給付時（運用益）：課税

となっている。財政は、賦課方式で運営されており、これを前提とした課税形態となっている。以下、各段階の課税取扱について紹介する。

(2) 拠出時の課税

従業員の保険料に関しては、1965年以前は、当時は定額であった社会保険料について社会保険料控除が行われ、所得税が非課税となっていた。しかし、この社会保険料控除が人的基礎控除の中に吸収された後、年金制度が改正されて社会保険料拠出が所得比例になっても、それに対応する新たな特別控除は設けられなかった。その意味からは、現在では十分な社会保険料控除が行われているとはいえない。

事業主の負担分は、従業員に対する追加的給与とはみなされず、課税所得には算入

されない。自営業者の社会保険料拠出については、定額部分に対しては従業員と同様に特別な所得控除はなく、この部分には所得税が課税されている。しかし、所得比例部分に対しては、1986年よりその半額を所得控除することが認められている。これは、従業員について事業主の負担分を非課税とすることに対応させた措置といわれている。

(3) 資産運用益の発生時の課税

公的年金の財政は、賦課方式で運営されており、国民年金制度と国民医療保険を合わせた国民保険基金の運用益は、発生時非課税となっている。

(4) 給付時の課税

老齢年金、遺族年金は給与所得として課税される。ただし、障害年金は非課税である。なお、65歳以上の高齢者に対しては、表－2のとおり人的基礎控除額が増額される。

表－2 1988年基礎控除額表
(ポンド)

年 齢	単身者	夫 婦
65歳未満	2,425	3,795
65歳以上 80歳未満	2,960	4,675
80歳以上	3,070	4,845

当然これは、年金収入に限定して適用される控除ではないが、現在、英国の公的年金の支給額は、定額部分が、一人週41.15ポンド（年2,140ポンド）、夫婦65.90ポンド（年3,427ポンド）であるから、公的年金収入のみの高齢者世帯を考えた場合、

この基礎控除によって所得税は課せられないこととなる。

2. 企業年金

(1) 課税原則

英国の企業年金は、一般に職域年金（Occupational Pension）と呼ばれ、制度としては米国と同様確定給付型と確定拠出型がある。職域年金は、税制上、非適格、一般適格、完全適格のいずれかの扱いを受けるが、完全適格と認められた場合、課税上の取扱は、

拠出時（元本）：非課税

運用益発生時：非課税

給付時（元本）：課税

給付時（運用益）：課税

の原則が適用され、消費所得税体系を踏襲している。以下、完全適格年金について各段階での課税上の取扱を紹介する。

(2) 拠出時の課税

職域年金には、事業主の拠出のみによる制度と、従業員の拠出も認められる制度とがある。従業員の拠出額には、給与の15%という限度額が設けられている。この限度額を超えない従業員拠出の保険料は、全額所得控除される。事業主拠出の保険料には特定の限度は無いが、給付可能な額に限度があり、その給付にふさわしい水準までの保険料は全額損金に算入される。また、保険料も、従業員に対する追加的給与とはみなされず、従業員の課税所得には含まれない。事業主は、通常毎年決まった額を拠出する必要があるが、経営状態によっては、不定期の特別拠出を行うこともできる。ただし、その額が多額の場合、単年度に全額損金算入することはできず、その額を最長5年にわたって割振り、控除を繰延べする必要がある。

従来から、確定給付型の制度に限って、公的年金との間に適用除外（contracting-out）という調整制度が設けられていた。適用除外とは、適格な職域年金に公的年金の所得比例部分を代行させ、公的年金への保険料を一部免除する制度であり、わが国の厚生年金基金が参考とした制度である。前述のように、公的年金の保険料は事実上所得税が課税されているのも同然であるのに対し、職域年金の保険料は全額所得控除されることから、適用除外を認められると保険料納付に関して有利な取扱となる。従来、このような特典を確定給付型に限ることは、確定給付型を導入することが難しい中小企業の従業員との間に課税取扱上の不公平を生じせしめると指摘がなされており、1988年4月より、確定拠出型の職域年金にも適用除外を認めるよう税法が改正された。

この改正と並行して、年金制度における公的部門の役割を積極的に職域年金にシフトさせる観点から、確定給付型、確定拠出型に限らず新たに適用除外が認められた者に対して、特別な措置が設けられた。この特別措置とは、1988年から1993年の5年間に限って、公的年金への免除保険料率を2%ポイント引下げるか、またはその額が1ポンドより小さい場合、週1ポンドを払戻す措置である。

(3) 資産運用益の発生時の課税

年金資産の運用益は、発生時非課税である。

(4) 給付時の課税

給付金は、全額給与所得として課税される。ただし、職域年金の給付額には限度があり、その額は、最高40年までの勤続年数に、各1年あたり最終支払報酬の1/60を乗じて決定される。最終支払報酬としては、退職前10年間のいずれか継続する3年間の給与の平均額のうち最高額のものを用いる企業が多い。

3. 個人年金

(1) 課税原則

英国の個人年金には、個人が生命保険会社と契約する終身年金などがあるが、税制非適格の場合課税上の取扱は他の貯蓄・生命保険商品と同様に、

- 拠出時（元本）：課税
- 運用益発生時：非課税
- 給付時（元本）：非課税
- 給付時（運用益）：課税

となっている。1984年以前の生命保険契約には、生命保険料拠出に対する税額控除が認められていたが、現在では廃止されている。そのため、職域年金に加入していない従業員および自営業者のためSERA（Self-Employee Retirement Account）またはS.226ポリシーと呼ばれる税制適格個人年金制度が1956年に設けられ、所得の17.5%を限度に、保険料の所得控除を認めている。ただし、この制度の加入者は、公的年金への加入も義務づけられている。

1988年の7月1日より、私的年金を更に育成する観点から、職域年金に加入していない従業員と自営業者を対象に、公的年金の所得比例部分が適用除外とされる個人年金制度が新設された。新制度は、確定拠出型であること、年金支給開始年齢が50～75歳であること、加入者の死後その配偶者にも半額支給されるものであること、支給開始後に物価上昇に応じて年金額が引上げられることなどが要件とされている。新個人年金に対する課税上の取扱は、原則として、

- 拠出時（元本）：非課税
- 運用益発生時：非課税
- 給付時（元本）：課税
- 給付時（運用益）：課税

となっており、消費支出税体系に基づいた形態となっている。

新制度の導入とともに、この適格個人年金に加入することを条件として、これまで全従業員が強制加入であった適格職域年金からの任意脱退が認められることになった。以下では、この新個人年金の、各段階における課税取扱を紹介する。

(2) 拠出時の課税

新個人年金への拠出は、S.226ポリシーと同様に、所得の17.5%を限度に所得控除が認められる。年金支給開始年齢は50～75歳であるが、50歳以上の者には、短期間で十分な積立が行えるように、年齢によって控除枠を拡大している（表－3）。

表－３ 適格個人年金への保険料控除率

(％)	
年 齢	控除限度率（対所得比）
50歳未満	17.5
50以上 55歳未満	20.0
55以上 60歳未満	22.5
60以上 75歳未満	27.5

75歳到達前に一時払、または数次にまとめて保険料を払込むこともできる。その場合未使用の控除率は、過去6年間に遡って使用することが認められており、当該年度分を合わせると合計7年分の所得控除を適用することが可能である。

新個人年金の加入者は、公的年金からの適用除外の対象となると、適格職域年金と同様に、社会保険料の支払いが一部免除される。その場合、加入者はまず従来どおり社会保険料を保健社会保障省（DHSS）へ支払うが、その後、保健社会保障省および内国歳入庁（IR）から、適用除外による社会保険料の免除分とそれに対応する所得税の還付が、新個人年金勘定へ直接繰入れられる。したがって、この額の保険料も、課税所得から控除されたとみなすことができる。

現在、公的年金からこの新個人年金への適用除外者を集中的に促進する観点から、過去2年間に遡って適用除外の職域年金に加入していなかった従業員が、新たに適用除外した場合には、1993年までの最高6年間にわたり、社会保険料免除率が2％ポイント上乗せされて還付される。

(3) 資産運用益の発生時の課税

適格個人年金の積立金の運用益は、発生時には非課税である。

(4) 給付時の課税

年金は、元本部分と運用益部分ともに、通常の給与所得として課税される。

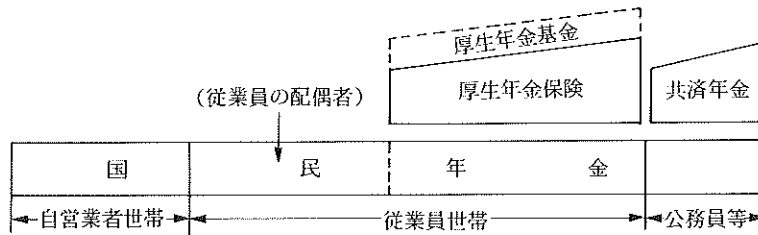
IV. 日本の年金税制の現状

1. 公的年金

(1) 課税原則

わが国の公的年金は、全国民を対象に定額の老齢基礎年金を給付する国民年金に、従業員や公務員を対象に所得比例年金を給付する厚生年金・共済年金が上乗せされた部分的二階建て制度となっている（図－1）。なお、国家公務員共済組合等の共済年金については、課税上の取扱いが厚生年金と同様であるため本稿では触れない。

図－1 公的年金制度の構成



国民年金の財政は、自営業者等が拠出する定額の国民年金保険料、厚生年金保険からの拠出金、および基礎年金給付費の1/3に相当する国庫負担金を財源として、修正積立方式により運営されている。国民年金の保険料は、1989年度は、月8,000円となっている。厚生年金保険からの拠出は、老齢基礎年金を受給する従業員の数に応じて決定される。年金支給開始年齢は、老齢基礎年金は65歳、厚生年金は60歳となっているが、後者については今後段階的に65歳まで引上げられる予定である。

公的年金の課税原則は、

拠出時（元本）：非課税

運用益発生時：非課税

給付時（元本）：課税

給付時（運用益）：課税

となっており、修正積立方式のためあって、消費支出税体系と同様の形となっている。しかし、実際には、公的年金等控除等の特例措置があるために、給付段階での課税も行われないことが多い。

(2) 拠出時の課税

厚生年金への拠出は、標準報酬月額にその段階ごとに定められた保険料率を乗じて算出した社会保険料を、労使折半で納付することとなっている。従業員の拠出金は、その全額に対して社会保険料控除が適用される。事業主の拠出金は、従業員の給与とはみなされず、課税所得には算入されない。自営業者の国民年金への保険料は、全額社会保険料控除が認められている。

(3) 資産運用益の発生時の課税

積立金の運用益は、発生時には非課税である。

なお、公的年金の財政運営は、前述のとおり修正積立方式によって行われており、1986年度の積立金残高は、厚生年金については55.3兆円でこれは同年の支払年金額の約5.5倍に相当する。一方、国民年金の積立金残高については、2.2兆円であり、こ

れは同年の支払年金額2.9兆円にもみたくない。

(4) 給付時の課税

公的年金からの給付金は、遺族年金、障害年金以外は原則的に課税所得に算入される。給付金の所得分類は、従来は給与所得とみなされ、通常の給与と同様に、給与所得控除の適用を受けてきた。さらに、老年者（年齢が65歳以上の者で、合計所得金額が1,000万円以下の者）については、老年者控除（25万円）と老年者年金特別控除（78万円）が認められていた。このため、公的年金だけを受給する世帯の課税最低限度額は、一般給与所得者のそれよりもはるかに高い水準にあった。

1987年の所得税法改正の結果、1988年以降の公的年金からの給付は、所得税法上雑所得として取扱われることとなり、従来の給与所得控除と老年者年金特別控除に代わるものとして、表－4のと通りの公的年金等控除が新設された。また、老年者控除の金額が、25万円から50万円に引上げられた。

表－4 公的年金等控除

(1) 年齢65歳以上の者
その年中の公的年金等の収入金額が
① 240万円以下の場合……120万円
② 240万円超～440万円以下の場合……収入金額×25%+60万円
③ 440万円超～800万円以下の場合……収入金額×15%+104万円
④ 800万円超の場合……収入金額×5%+184万円
(2) 年齢65歳未満の者
その年中の公的年金等の収入金額が
① 120万円以下の場合……60万円
② 120万円超～400万円以下の場合……収入金額×25%+30万円
③ 400万円超～760万円以下の場合……収入金額×15%+70万円
④ 760万円超の場合……収入金額×5%+146万円

2. 企業年金

(1) 課税原則

わが国の企業年金には、米英のような確定拠出型の制度はなく、わが国の企業年金を代表する厚生年金基金と適格退職年金は、両者とも確定給付型の制度である。適格退職年金は、1962年に退職一時金の支払をより平準化することを目的として導入された。一方、厚生年金基金は、1966年の法改正によって、公的年金を補完することを目的として設立された。わが国の企業年金に対する課税原則は、税制非適格の制度に対しては、

拠出時（元本）：課税

運用益発生時 : 非課税

給付時（元本） : 非課税

給付時（運用益） : 課税

であるが、厚生年金基金の課税上の取扱は、

拠出時（元本） : 非課税

運用益発生時 : 実質非課税

給付時（元本） : 課税

給付時（運用益） : 課税

となっている。これは、消費所得税体系に沿っているといえよう。また、適格退職年金は、

拠出時（元本） : 実質課税

運用益発生時 : 実質課税

給付時（元本） : 実質非課税

給付時（運用益） : 実質非課税

となっており、実態的に包括所得税体系となっている（一般に説明されている内容とかなり異なっているが、この点については以下に詳述したい）。

(2) 拠出時の課税

厚生年金基金への保険料は、労使が折半する厚生年金保険料のうちの免除部分と、事業主の加算部分とで構成される。従業員拠出の保険料には、厚生年金への保険料と併せて全額社会保険料控除が適用されるが、厚生年金基金への任意追加拠出は認められない。事業主負担部分の保険料は、従業員に対する給与とみなされず、課税所得に算入されない。

他方、適格退職年金への保険料は、原則として設定された給付水準に必要な拠出を事業主が負担することとなっているが、生命保険契約による場合のみ従業員の任意拠出も認められており、この場合、保険料は生命保険料控除の対象となる。事業主負担の保険料については、拠出時点では従業員に対する給与とみなされず、課税所得にも算入されない。しかし、将来給付するまでの間所得税を繰延べることで、従業員に帰属させる取扱となっている。これは、この延滞利子相当額として、各年度末の積立金残高に対して1%のいわゆる特別法人税と0.173%ないし0.207%の住民税が課せられているからである。言換えると、本来的には拠出時に課税するところを、延滞利子を徴収することによって給付時まで課税を繰延べていることにほかならない。

なお、厚生年金基金については、従来、国家公務員等共済組合の給付水準と同等の給付を行うために必要とされる積立金の額までは、課税が免除されていた。1986年の

年金制度改正によって、国家公務員等共済組合が他の年金制度と一元化されたことに伴い、1987年の所得税法改正では、従来の厚生年金基金の特別法人税の非課税の水準を維持するため、特別法人税の非課税限度を厚生年金基金の代行部分の給付水準の2.7倍とするよう改められた。したがって、新たな限度のもとでも、ほとんどの厚生年金基金の積立金運用益が非課税になっているのが現状である。

(3) 資産運用益の発生時の課税

厚生年金基金の積立金の運用益は、実質的に発生時非課税となっているが、適格退職年金では、事業主拠出部分と同様に運用益部分についても1%のいわゆる特別法人税と0.173%ないし0.207%の住民税が課税されている。このため、適格退職年金の場合は、運用益部分についても実質的に発生時課税となっている。

(4) 給付時の課税

厚生年金基金、適格退職年金から支払れる年金は、従来は給与所得として課税されていたが、1988年1月より雑所得として課税されるようになった。なお、課税に際しては、前述の公的年金等控除が適用される。

3. 個人年金

(1) 課税原則

わが国の個人年金には、個人年金保険、個人年金信託など多くの種類があるが、課税上の取扱は、

拠出時（元本）	： 課税
運用益発生時	： 非課税
給付時（元本）	： 非課税
給付時（運用益）	： 課税

の原則が適用され、包括所得税体系に沿ったものとなっている。

(2) 拠出時の課税

個人年金への保険料は、拠出時課税が原則であるが、支給開始年齢などの税制適格要件を満たした場合には、生命保険料控除と個人年金保険料控除が認められる。

(3) 資産運用益の発生時の課税

個人年金の資産の運用益は、発生時は非課税である。

(4) 給付時の課税

個人年金からの給付金は、既払込保険料部分については、非課税である。ただし、年金額から既払込保険料総額を控除した運用益相当額については、雑所得として課税される。

V. 日本の年金税制の問題点と今後

1988年12月24日に成立した税制改革六法は、これまで例外的な消費に限られていた支出税を一般的な消費にまで広げようとするものであり、シャープ税制以来の抜本的な改正といわれている。同様な改革が、EC諸国、カナダ等でも既に実施されており、ことに英国で大きな成功を収めてきた。日本の場合は、まだ3%の単税率の一般消費税を導入したに過ぎず、所得税を含めた税体系全体がその課税ベースを所得から消費に移すには到っていない。しかし、租税は

- ①公平であること
- ②中立であること
- ③簡便であること

の三点を備えていることが望ましいとされていることからすると、包括所得税よりも消費支出税に軍配が上がることは、多くの識者の述べているところである。その意味で、将来の税制改正の方向としては、所得税を含めた税体系全体の課税ベースを所得から消費に変えることも検討されてしかるべきである。その場合には、年金税制についても消費支出税体系に基づく課税形態を採る必要が生じてこよう。

そこで、ここでは、消費支出税体系を前提として現在の日本の各年金税制を検討し、あわせて今後のあるべき姿を模索してみた。

1. 公的年金

米国の公的年金制度に対する税制を見ると、前述のとおり

拠出時（元本）：課税（ただし、事業主負担部分は非課税）

運用益発生時：非課税

給付時（元本）：非課税（ただし、高額所得者は除く）

給付時（運用益）：非課税（ただし、高額得者は除く）

という形態を採っている。これは、米国の公的年金への拠出が保険料というより税という形で位置づけられており、一般の税金の支払と同様に扱われているためと考えられる。

英国では、従業員拠出部分も基礎控除という形で、実質的には非課税となっている

と考えるならば、

拠出時（元本）：原則として非課税

運用益発生時：非課税

給付時（元本）：課税

給付時（運用益）：課税

という形態を採っており、これは、原則としては、消費支出税体系に合致したものとなっている。

日本の公的年金を見ると、

拠出時（元本）：非課税

運用益発生時：非課税

給付時（元本）：原則として課税

給付時（運用益）：原則として課税

という形態を採っており、どちらかという消費支出税体系に近いものとなっている。ただし、1987年度所得税法等の改正の際に、従来給与所得として取扱っていた年金を雑所得として課税することに伴い、給与所得控除と老年者年金特別控除に代わるものとして設けられた公的年金等控除の適用によって、実際は給付時の課税も行なわれていない。したがって、この公的年金等控除の存在は、消費支出税体系のなかで考えると、理論的には問題なしとはしない。しかしながら、従来は給与所得控除で必要経費相当額が控除されており、改正後も当然必要経費が存在すること、また、高齢化社会のなかで高齢者が公的年金等に負う部分は大きいことなどを考えると、むしろこのまま存置すべきものと考えられる。

2. 私的年金

私的年金についても、消費支出税体系を前提として考えると、拠出時は貯蓄とみなされ、給付時に初めて消費とみなさる。このため、

拠出時（元本）：非課税

運用益発生時：非課税

給付時（元本）：課税

給付時（運用益）：課税

となることは先に述べたとおりである。以下では、この考え方を各制度に当てはめるとともに米英の年金制度との比較を行い、日本の現行年金税制について検討してみたい。

(1) 企業年金

ア 厚生年金基金

日本とよく似た体系を採用している英国の税制を見ると、日本との差は、第一に公的年金との調整措置の有無によって、保険料拠出に対する課税が変わるという点が挙げられる。この背景には、英国では1965年の税制改正に際に、従来認められていた所得控除に代えて、基礎控除の増額を行い、社会保険料控除を廃止したという経緯があるが、若干の違和感は拭えない。年金制度が完全に消費支出税体系に依拠する場合、保険料拠出は一律に非課税となり、この様な差異は生じなくなる。

第二に、現在日本の厚生年金基金については、ごく部分的とはいえ特別法人税が課せられている点が挙げられる。前述のとおり、特別法人税は、事業主拠出部分の保険料に対して、本来はみなし給与として課税すべきところを、課税を繰延べるので、その延納利子に相当するものとして徴収すると説明されており、拠出時に事業主拠出部分の保険料についても課税することにはほかならない。この点を消費支出税体系のなかで考えると、保険料は消費ではなく貯蓄であり、どのような名目とはいえ、本来的に課税すべきものとはならないため、特別法人税は廃止されてしかるべきものと考えられる。

なお、公的年金等控除については、公的年金と同様な理由から存置すべきものと考えられる。

イ 適格退職年金

日本の適格退職年金のモデルとなった米国の適格企業年金を見ると、前述のとおり、

拠出時（元本）	：原則として非課税（ただし、上限あり）
運用益発生時	：非課税
給付時（元本）	：課税
給付時（運用益）	：課税

という形態を採っており、ほぼ消費支出税体系に則したものとなっている。

翻って日本を見ると、適格退職年金については、従業員拠出部分を除いた積立金全額に対して、いわゆる特別法人税が課せられている。現行の税制の中で考えても、厚生年金基金とのバランスがとれていないことは言うまでもない。その上、消費支出税体系の下で考えてみても、上記の厚生年金基金と同様に特別法人税の課税は望ましくない。

また、適格退職年金特有の問題としては、従業員拠出部分に対する課税の問題がある。周知のとおり従業員拠出部分の保険料については、生命保険料控除の対象とされているが、その限度は必ずしも高くない。近年の生命保険料の支出額の平均を見ると、従業員拠出の保険料の大部分が課税の対象となっている場合も少なくないと想像され

る。消費支出税を前提とすると、この従業員拠出部分の保険料については課税すべきものではなく、全額所得控除の対象とすべきものと考えられよう。

なお、公的年金等控除については、公的年金と同様な理由から存置すべきものと考えられる。

(2) 個人年金

米英の個人年金を見ると、米国のケオ・プラン、IRA、英国の新個人年金等の消費支出税体系に則した税制適格個人年金が設けられており、わが国と比較して一日の長がある。わが国の個人年金について消費支出税体系の観点から考察すると、本人拠出部分の課税と、給付時の元本非課税の問題がある。本人拠出部分の課税の問題は、上記の適格年金の問題と同様であり、全額所得控除の対象とすべきものと考えられる。逆に、給付時の元本課税の問題は、消費として捉えるべきものであり、課税対象となるべきものである。

しかしながら、これら以外の一般の個人年金については、日本の個人年金と同様な課税体系となっており、制度改正の途上にあると言えよう。

3. 高齢化社会と消費支出税体系

このような消費支出税体系を前提とした年金税制が実施されると、わが国の年金制度の発展にどのような影響が出るであろうか。

今後高齢化が進展していくなか、厚生年金の支給開始年齢を段階的に遅らせる内容の法案が通常国会へ提出される予定になるなど、公的年金を巡る環境には変化が見られてきており、自営業者を対象とする国民年金基金の導入が予定されているとはいうものの、企業年金等の私的年金の補完的役割は今後高まることが予想される。しかしながら、現在私的年金の加入状況が必ずしも十分なものとは、言えないことは生命保険文化センターの調査結果等からも明らかである。この原因としては、年金を販売している各業界の商品内容など様々なものが考えられるが、現行の税制も少なからず影響していることは疑いない。すなわち、現行の税制においては、年金保険料への課税が個人の私的年金への加入をためらわせる一つの要因となり、結果として現在の消費に回すことを選択しがちとなるため、自動努力による高齢化社会への十分な対応を難しくしているとの見方ができる。しかし、消費支出税体系のもとでは、現在の消費より老後の備えを選択するインセンティブが働くと言われている。この意味で、消費支出税体系は、高齢化社会に向けた税制であると言えよう。したがって、公的年金を中心としつつ、私的年金の商品をさらに改良するとともに、前述のように年金税制を

改正することで、国民一人ひとりの選択肢が広がり、あわせて年金保険料支払のインセンティブが生ずれば、国民の自助努力の促進に大きな役割を発揮しよう。その意味でも消費支出税体系に則した年金税制の導入が期待されるところである。

（参考文献）

野口悠紀雄「税制改革の構想」東洋経済新報社 1986年

藤田 晴「税制改革」税務経理協会 1987年

吉牟田勲「年金税制の基本的あり方」『季刊 年金と雇用』第6巻第3号 PP. 4－19. 1988年

外国年金税制研究グループ「諸外国の年金税制の概要」『季刊 年金と雇用』第4巻第4号第4号
PP. 4－29. 1986年

Arnold Homer, Rita Burrows「Tolley's Tax Guide 1987/88」Tolley Publishing 1987.

S.J.Krass, R.L.Keschner「The Pension Answer Book」Panel Publisher 1987.

（生活研究部：別宮真理子）